

令和4年 第8回浅口市農業委員会議事録

令和4年8月16日浅口市役所3階会議室に、浅口市農業委員会を招集する。

招集委員は次のとおり

農業委員12名			農地利用最適化推進委員13名		
議席番号	氏名	出欠	担当区域	氏名	出欠
1	大橋 繁雄	出	金光1	原田 恒明	出
2	渡邊 清志	欠	金光2	藤丘 廣志	出
3	友田 陽勝	出	金光2	安田 文彦	出
5	古川 秀昭	出	金光3	友田 一美	出
6	佐藤 和博	出	金光3	菰口 清司	出
7	柚木 栄蔵	出	鴨方1	吉川 孝之	出
8	虫明 祝典	出	鴨方1	杉本 正彦	出
9	虫明 伸吾	出	鴨方2	横山 栄治	欠
10	山下 康朗	出	鴨方2	西山 富雄	出
11	渡邊 豊	出	鴨方3	高井 基次	出
12	梶原 めぐみ	出	鴨方3	山下 眞治	出
13	岡田 直樹	出	寄島1	村上 宏一郎	出
			寄島2	大島 明敏	出

事務局

局長 田中 太志                      書記 谷口 輝昭

会議に付した議案等

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議事

議案第25号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第26号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第27号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第28号 農用地利用集積計画について

日程第4 報告事項

報告第15号 形状変更届について

日程第5 その他

- ・ 次回の委員会（令和4年9月15日（木））

開会（午後1時30分）

議長 それでは、暑い中お集まりいただきましてありがとうございます。

思うに、私、県の施設へ宿泊キャンプに行ったら晴れの国おかやまの音楽がかかりまして、毎朝それで起こさしようたんですけど、浅口が雨が降らんで、今ちょっと参って、ほんま晴れの浅口になって、よそのほうの市町村はよう雨が降って、すごい雨、雨というて言よんですけど、浅口だけ降っとらんので、明日楽しみにしております。

それでは、これより令和4年第8回浅口市農業委員会を開会いたします。

今回の出席委員は11名で、定足数に達しております。また、推進委員は12名の参加であります。

ここで、私から皆様に申し上げます。

新型コロナウイルス感染症対策のため、本日の会議でも委員からの補足説明は座ったままで行うこと、事務局説明は簡潔に行うこととしたいと思います。ご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 それでは、会議時間短縮にご協力をお願いいたします。

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

本日の議事録署名委員は、浅口市農業委員会会議規則第12条第2項の規定により、議長において6番佐藤委員、7番柚木委員を指名します。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

会期は本日1日としたいと思います。これにご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、会期を本日1日とします。

日程第3、議事に移ります。

議案第25号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。

603番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。議案書は2ページになりますのでお開きください。

議案第25号農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）。令和4年8月16日提出。

番号603、鴨方町益坂。畑。303平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。譲り受けの理由は増反、譲り渡しの理由は労力不足です。

本件は、中古住宅に附属した農地取得のため、下限面積が100平米となります。

譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。よろしく願いいたします。

議長 次に、7番柚木委員、補足説明をお願いします。

委員 この物件は、地図は1頁2頁になります。それと、〇〇〇〇の所有者に連絡したところ、こちらへ帰る状況もないし、近所の人がやるというもので、当然譲り渡しするお宅に住宅、そういう返事をもらいました。3アールぐらいとのことですからいいじ

やろうと思いますが、審議をよろしくお願いします。

議 長 ただいま説明がありました。  
質疑はありませんか。

委 員 なし声

議 長 質疑なしと認めます。  
それでは、603番の件についてご異議ありませんか。

委 員 異議なし声

議 長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。  
続きまして、608番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。番号608、鴨方町深田、田、1, 002平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。譲り受けの理由は増反、譲り渡しの理由は労力不足です。  
譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。よろしくお願いたします。

議 長 次に、6番佐藤委員、補足説明をお願いします。

委 員 6番佐藤です。  
地図は3ページ、4ページになります。この譲渡し人と譲受人、譲渡し人の実家が譲受人のご近所でございます。実家のほうにお母さんがおられて、お母さんからつくってくださいというようなことから長年つくられとったようですが、お母さん亡くなられてもう管理ができないというようなことから、今回の譲り渡しになったようです。ご審議よろしくお願いたします。

議 長 ただいま説明がありました。  
質疑はありませんか。

委 員 なし声

議 長 質疑なしと認めます。  
それでは、608番の件についてご異議ありませんか。

委 員 異議なし声

議 長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。  
続きまして、609番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。番号609-1、鴨方町小坂西、畑、527平米。同じく2、鴨方町小坂西、畑、137平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。譲り受けの理由は増反、譲り渡しの理由は労力不足です。  
譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。よろしくお願いたします。

議 長 次に、9番虫明委員、補足説明をお願いします。

委 員 9番虫明です。  
地図は5ページ、6ページになります。場所的にはJAの小坂支店から200メートルほど北へ行ったところになります。ここは、この譲受人がもう既に耕作しておら

れて、何も問題はありません。よろしくお願いします。

議 長 ただいま説明がありました。  
質疑はありませんか。

委 員 なし声

議 長 質疑なしと認めます。  
それでは、609番の件についてご異議ありませんか。

委 員 異議なし声

議 長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。  
続きまして、610番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。番号610、金光町占地頭下、田、834平米、譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。譲り受けの理由は増反、譲り渡しの理由は労力不足です。  
譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。よろしくお願いいたします。

議 長 次に、安田委員、補足説明をお願いします。

委 員 地図が7ページ、8ページになります。  
譲受人は、ここの中の、ここは6月の委員会の中であった件で、物流センターができる中へ譲受人が土地を持っておりまして、替え地が欲しいということで、今回のような話になりました。別に問題はないと思います。ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 今渡邊委員が欠席のために、安田委員にさせていただきました。  
ただいま説明がありました。  
質疑はありませんか。

委 員 なし声

議 長 質疑なしと認めます。  
それでは、610番の件についてご異議ありませんか。

委 員 異議なし声

議 長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。  
議案第26号農地法第4条の規定による許可申請についてを議題とします。  
611番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。議案書は3ページになりますのでお開きください。  
議案第26号農地法第4条の規定による許可申請について。令和4年8月16日提出。  
番号611、鴨方町六条院西、田、81平米。申請人は、〇〇〇〇。転用目的は露天駐車場で、施設の概要として、〇〇〇〇となります。農地区分は第2種になりますが、当該の転用目的を達成できるほかの土地がございません。一般基準上も問題なく、許可要件を満たしていると考えられます。よろしくお願いいたします。

議 長 次に、私が担当地区ですので、補足説明をさせていただきます。

地図は9ページ、10ページでございます。場所は、六条院西の円珠院というお寺があるんですが、そのお寺の山門から南へ約50メートルのところのところに位置します。1年前にそのお寺が駐車場として造成した、その横でございます。別に問題ないと思われまので、ご審議のほどよろしくお願いたします。

ただいま説明をいたしました。

質疑はありませんか。

委員 なし声

議長 質疑なしと認めます。

611番の件についてご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

議案第27号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。

607番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。議案書は4ページになりますのでお開きください。

議案第27号農地法第5条の規定による許可申請について（所有権移転）。令和4年8月16日提出。

番号607、金光町須恵、田、923平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。転用目的は長屋建て住宅で、施設の概要は、〇〇〇〇。農地区分は第3種です。一般基準上も問題なく、許可要件を満たしていると考えられます。よろしくお願いたします。

議長 次に、3番友田委員、補足説明をお願いします。

委員 地図は11ページ、12ページです。ちょうど金光吉備小学校から2号線を挟んで北側、そうですね、50メートルぐらい行ったところになります。東側のほうに新しい団地の造成が始まっておりますし、ここはアパートというか、そういった形で10世帯という形が入るようになってます。特に問題はないと思います。ただ、水が結構、水はけの悪い土地なんですね、ここ。ただ、市のほうがこっちの国道側のほうを結構ポンプの増設とかその辺のほうをやってますんで、何とかなるんじゃないかなあと思います。特に問題はないと思いますので、よろしくお願いたします。

議長 ただいま説明がありました。

質疑はありませんか。

委員 なし声

議長 質疑なしと認めます。

それでは、607番の件についてご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

続きまして、612番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。番号612、鴨方町六条院西、田、571平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。転用目的は露天駐車場で、施設の概要として、〇〇〇〇

となります。農地区分第2種に当たりますが、当該の転用目的を達成できるほかの土地がございません。一般基準上も問題なく、許可要件を満たしていると考えられます。よろしく願いいたします。

議長 それでは、私の担当地区なので、補足説明をさせていただきます。

先ほど611番の件について説明をいたしましたその横でございます。同じお寺が駐車場をもうちょっと広くしたいということで申請がありました。別に問題はないと思います。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

ただいま説明をいたしました。

質疑はありませんか。

委員 なし声

議長 質疑なしと認めます。

それでは、612番の件についてご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

続きまして、605番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。議案書は5ページになりますのでお開きください。

議案第27号農地法第5条の規定による許可申請について（使用貸借権設定）。令和4年8月16日提出。

番号605、鴨方町益坂、畑、452.81平米。借受人は、〇〇〇〇。貸出人は、〇〇〇〇。転用目的は一般住宅で、施設の概要は、〇〇〇〇となります。農地区分は第2種ですが、当該の転用目的を達成できる土地がほかにはございません。一般基準上も問題なく、許可要件を満たしていると考えられます。よろしく願いいたします。

議長 次に、7番柚木委員、補足説明をお願いします。

委員 この物件、地図は13、14です。

これは、親族をもうこちらへ呼ぶから、帰ってきて家を建てて生活、定住したいと、そういうことで、今ご主人のほうで〇〇〇〇へ住んでいますから、ちょうど目の前のほうへ家を建てたいと、そういう話をしておりました。問題ないと思いますから、審議のほどよろしく願いします。

議長 ただいま説明がありました。

質疑はありませんか。

委員 なし声

議長 質疑なしと認めます。

それでは、605番の件についてご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

議案第28号農用地利用集積計画についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。議案書は6ページになります。  
 議案第28号農用地利用集積計画につきまして、令和4年8月16日提出。  
 それでは、説明いたします。  
 番号7番から10番の4件につきまして、農業者年金の経営移譲年金特例対象農地及び相続税等納税猶予対象特例農地ではございません。また、全て農業従事者も確保されており、農業経営に必要な農機具も所有しております。利用権設定を受ける者は4名、農地は9筆です。全て新規で、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。契約期間は3年未満が1筆、3年以上6年未満が8筆の以上となります。

次に、7ページへ移ります。  
 1の(1)地目別設定面積につきましては、田4,439平方メートル、畑462平方メートル、計4,901平方メートルです。  
 以上です。ご審議よろしく願いいたします。

議長 ただいま説明がありました。  
 質疑はありませんか。

委員 なし声

議長 質疑なしと認めます。  
 それでは、この件についてご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、承認することに決定をいたします。  
 日程第4、報告事項に移ります。  
 報告第15号現状変更届についてを議題とします。  
 事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。議案書は8ページになりますのでお開きください。  
 報告第15号形状変更届について。令和4年8月16日提出。  
 番号604、金光町占見、田、615平米。申請人は、〇〇〇〇。変更理由は田から畑に変更で、〇〇〇〇です。よろしく願いいたします。

議長 ただいま事務局から説明がありました。  
 質疑はありませんか。

委員 なし声

議長 質疑はないようですので、報告を受けたこととします。  
 日程第5、その他に移ります。  
 事務局から報告等がありましたらお願いをいたします。  
 ①農地パトロールについて  
 ②次回の委員会について

議長 それでは、ないようですので、以上で委員会を閉会とします。ご苦労さまでした。

閉会（午後 2 時 1 0 分）

上記顛末を記載した者は書記谷口輝昭であるが、その内容が相違ないことを証するためここに署名する。

令和4年8月16日

浅口市農業委員会長

⑩

同 委 員

⑩

同 委 員

⑩